

○東京藝術大学アートイノベーションセンター施設規則

平成28年9月15日
制 定

改正 令和4年3月3日 令和5年5月25日

(設置)

第1条 産学連携及び異分野融合による価値創造・社会改革の研究開発及びその支援を行うため、東京藝術大学アートイノベーションセンター施設（以下「Arts & Science LAB.」という。）を置く。

(研究室等)

第2条 前条に掲げる研究開発及びその支援を行うため、Arts & Science LAB. に研究室、開発研究工房、実験工房その他必要な施設（以下「研究室等」という。）を置く。

(共同機器)

第3条 研究室等に、使用者が共同で利用できる機器（以下「共同機器」という。）を置く。

(使用責任者)

第4条 Arts & Science LAB. に、使用責任者を置き、社会連携センター長をもって充てる。

2 前項の使用責任者は、研究室等及び共同機器（以下「研究室・共同機器」という。）の使用に関して、この規則を遵守するとともに、業務の安全確保に努めなければならない。

(使用資格等)

第5条 研究室・共同機器の使用を申請できる者（以下「使用代表者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 第1条に掲げる研究開発等を行う本学の大学教員
- (2) 東京藝術大学発ベンチャーの代表者
- (3) 民間等外部の機関が実施する産学連携事業の団体（本学の大学教員が参画しているものに限る）
- (4) その他使用責任者が特に認めた者

(公募及び使用の許可)

第6条 研究室・共同機器の使用等は原則、公募によるものとする。ただし、学長が特に必要にと認めるときは、公募によらないことができる。

2 学長は、前項の規定により申し出があったときは、社会連携センター運営委員会及びキャンパスグランドデザイン推進室での意見等を参考に決定するものとする。

(使用期間)

第6条の2 研究室・共同機器の使用期間は、原則1年間とし、研究室・共同機器ごとの使用目的により延長する場合は、1年ごとに更新し、5年を限度とする。ただし、使用責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用者の責務)

第7条 研究室・共同機器の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別に定める使用許可の条件を遵守しなければならない。

(使用の許可内容の変更)

第8条 使用代表者は、第6条の規定により使用の許可を受けた内容を変更する必要がある場合は、別に定める様式により、使用責任者に申し出て、その許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第9条 使用責任者は、使用者が使用許可の条件に違反したと認めたとき、又は Arts & Science LAB. の管理上支障があると認めたときは、当該使用の許可を取消し、又は当該使用を中止させることができる。

(使用負担金)

第10条 使用代表者は、研究室・共同機器の使用に係る費用を負担しなければならない。

2 前項の負担金の徴収方法については、別に定める。

(光熱水料)

第11条 使用代表者は、研究室・共同機器において使用した光熱水料を負担しなければならない。

2 前項の光熱水料の徴収方法については、別に定める。

(原状回復)

第12条 使用代表者は、研究室・共同機器の使用が終了したとき、又は第9条の規定により使用責任者が使用の許可を取消したときは、使用した Arts & Science LAB. の施設及び備品等（以下「施設等」という。）を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害賠償は、使用代表者の責任により行うものとする。

(事務)

第14条 Arts & Science LAB. の管理に関する事務は、社会連携課において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、Arts & Science LAB.の使用に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、令和28年9月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年5月25日から施行する。